

東近江市立ちどり幼稚園 重要事項説明書

1 事業者の運営主体

事業者の名称	東近江市
事業者の所在地	滋賀県東近江市八日市緑町10番5号
事業者の連絡先	0748-24-1234
代表者氏名	東近江市長 小椋 正清

2 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園						
名称	東近江市立ちどり幼稚園						
所在地	滋賀県東近江市伊庭町2933番地3						
電話番号・FAX	電話 0748-42-0357 FAX 050-5801-2161						
施設長氏名	矢守 淳子						
開設年月日	平成25年4月1日						
利用定員（年齢別）		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号定員	—	—	—	48人		
	2号定員	—	—	—	102人		
	3号定員	6人	30人		—	—	—
取り扱う保育事業	預かり保育、一時預かり保育、延長保育、相談						
事業所番号	2521310000016						

3 施設・設備の概要

敷地面積	5,371.00㎡	
園舎	構造	鉄骨造 平屋建て
	延床面積	1,461.13㎡

施設設備の 数と面積	乳児室	2室	121.35㎡
	保育室	7室	413.27㎡
	遊戯室	1室	217.23㎡
	調理室	1室	54.33㎡
	調乳室	1室	7.14㎡
	幼児用トイレ	3室	94.14㎡
	医務室	1室	7.20㎡
	事務室	1室	80.06㎡
設備の種類	プール、冷暖房、床暖房		
屋外遊戯場（園庭）	屋外遊戯場 1,600.00㎡		

4 施設の目的、運営方針

目的	<p>幼児教育と保育を一体的に提供し、子供の健全な成長と豊かな人間性の育成を図ることを目的とする。また、地域の子育て支援を行い、家庭や地域社会と連携して、子供の最善の利益を確保する環境を整えることを目的とする。</p>
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・養護と教育を一体的に行い、一人ひとりの発達を大切にされた保育・教育を提供する。 ・安全で安心できる生活環境を整え、子供の主体的な遊びと学びを保障する。 ・家庭や地域との連携を重視し、協働した子育て支援を推進する。 ・職員の専門性の向上を図り、組織的に質の高い保育・教育を継続する。 ・地域の子育て家庭を支援し、地域に開かれた園づくりを進める。

5 提供する教育・保育の内容

ク ラ ス	年 齢 別 年 間 保 育 ・ 教 育 目 標
0 歳 児	<p>愛着関係を育む。 大人との安心できる環境の中で気持ちよく過ごせるようにする。</p>
1 歳 児	<p>情緒が安定し、安心をして過ごす。 保育者との信頼関係の下で情緒が安定し、安心して過ごせるようにする。</p>
2 歳 児	<p>情緒が安定し、快適な生活を送る。 保育者との信頼関係の下で友達の存在に気付きながら過ごせるようにする。</p>
3 歳 児	<p>自分のことは自分でしようとする。 いろいろな経験をする中で友達と過ごすことを楽しいと感じられるようにする。</p>
4 歳 児	<p>自分の思いを伝えながら自ら進んでできる。 自分の思いを伝えながら、友達と一緒に過ごす楽しさを感じられるようにする。</p>
5 歳 児	<p>基本的な生活習慣や態度を身に付け、心身が健康で安全な生活を送る。 様々な遊びや活動を通して自分の力を発揮したり、友達と認め合い、協力したりする。</p>
年 間 行 事	<p>4月 入園式、一学期始業式、内科健診 5月 こどもの日の集い、5歳児里山保育 4・5歳児親子交通安全教室 6月 5歳児里山保育、3歳児保育参観 1・2歳児おやつ参観、歯科健診 7月 ちどりっこ祭り、一学期終業式 8月 保護者会清掃作業 9月 二学期始業式 10月 4・5歳児運動会、3歳児運動会 11月 3歳児遠足、0・1・2歳児ふれあい活動、4・5歳児バス遠足、3・4・5歳児交通安全教室、内科健診 12月 5歳児里山保育、お楽しみ会、二学期終業式</p>

1月	三学期始業式、祖父母参観
2月	節分の集い、4歳児生活発表会、5歳児生活発表会、3歳児生活発表会、0・1・2歳児懇談、おやつ参観
3月	ひな祭りの集い、お別れ会、修了証書授与式 三学期終業式

<クラス編成>

年 齢	クラス名
0 歳 児	ひよこ
1 歳 児	うさぎ
2 歳 児	ぱんだ
3 歳 児	いちご
4 歳 児	こすもす、すずらん
5 歳 児	つき

6 職員体制

職 種	人 数	職 務 内 容
施 設 長 (園 長)	1人	園管理運営の総括
主 任 保 育 教 諭	2人	園管理運営の補佐、 子供の教育及び保育
保 育 教 諭	29人	子供の教育及び保育
保 育 サ ポ ー タ ー	1人	子供の教育及び保育の補助
保 育 補 助	2人	子供の教育及び保育の補助
調 理 員	3人	食事の提供(業務委託)
事 務 職 員	1人	庶務
労 務 員	2人	園舎及び備品の保全管理

7 教育・保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日（休所日を除く。）
休 所 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 12月29日から翌年1月3日まで ・ その他、市長が必要と認める日

8 教育・保育を提供する時間

(1) 開所時間

月 曜 日 から 土 曜 日	午前7時30分から午後6時30分まで
----------------	--------------------

(2) 教育標準時間認定に関する教育時間

月曜日から金曜日の教育時間	3歳児：午前8時45分から午後1時30分まで 4・5歳児：午前8時30分から午後2時まで
---------------	---

(3) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
---------------------	--------------------

(4) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
延 長 保 育 時 間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後6時30分まで

9 利用料金

利用料（利用者負担）	入園のしおりに記載のとおり
------------	---------------

10 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1 号 認 定 児 童	入園のしおりに記載のとおり
2 号 認 定 児 童	
3 号 認 定 児 童	

11 給食等の提供について

- ・ 1号認定児童には、学校給食センターで調理した給食を提供します。
- ・ 2号認定児童には、学校給食センターで調理した給食を提供します。ただし、夏休み、冬休み及び春休み期間中は自園で調理した給食を提供します。
- ・ 3号認定児童には、自園で調理した給食を提供します。
- ・ 衛生管理マニュアル及び食物アレルギー対応マニュアルに基づき、安全安心な給食を提供します。
- ・ 園の食育計画に基づき、栄養士及び調理員と連携した食育に取り組みます。

12 健康診断について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

原則、全園児を下記の回数で実施します。

- ・ 園児健康診断 2回
- ・ 歯科健診 1回
- ・ 視聴覚健診 1回（4・5歳児対象）
- ・ 尿検査 1回

13 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・ 手洗い
- ・ 嘔吐物及び便の取扱い
- ・ 清掃
- ・ 換気
- ・ 調理（食品の取扱い）
- ・ 職員の衛生管理

14 緊急時における対応

教育・保育の提供中に子供の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子供の主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、適切に対処しますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警 察 署	東近江警察署能登川駅前交番 (0748-42-0165)
消 防 署	能登川消防署 (0748-42-0119)
医 療 機 関	大林内科循環器科医院 (0748-42-5051) 佐々木歯科医院 (0748-42-6874)

15 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防 火 管 理 者	矢守 淳子
消 防 計 画 届 出 年 月 日	能登川消防署 令和7年4月30日
避 難 訓 練	火災8回、地震5回、水害1回、 防犯6回、総合2回
防 災 設 備	消火器、誘導灯、火災報知器、ガス漏れ報知器 非常警報装置、
避 難 場 所	第一避難場所 ちどり幼児園南駐車場 第二避難場所 能登川西小学校
緊 急 時 の 連 絡 手 段	園メール、電話

16 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	全国市長会学校災害賠償補償保険
保 険 の 内 容	学校賠償責任保険、学校災害補償保険
保 険 金 額	支払限度額 身体賠償 1人につき5,000万円 1事故につき5億円 財物賠償 1事故につき1,000万円 死亡・後遺障害補償 死亡 100万円 後遺障害 4%～100% 入院補償 入院日数に応じ1万円～5万円

17 業務の質の評価について

認定こども園の自己評価	実施方法：健康福祉サービス評価
-------------	-----------------

18 虐待防止のための措置

<ul style="list-style-type: none"> ・職員間で情報共有 ・関係機関へ相談や通告 ・人権を尊重した保育の実践

19 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報書類の管理 ・個人情報の持ち出し厳禁 ・個人情報の保護と守秘義務についての研修
--

20 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	重野 沙織	主任
相談・苦情解決責任者	矢守 淳子	園長
第三者委員	山本 和宏	民生委員
	山本 幸子	民生委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入口に御意見箱を設置しています。

21 地域の育児支援について

- ・年に3回未就園児の交流会を行い、地域の未就園児、保護者に交流をする場を提供している。
- ・在園児の保護者とは、気軽に悩みを相談できる関係を構築し、必要に応じて関係機関へつなげていく。

22 小学校等との連携について

- ・入所している子供の資料等（幼保連携型認定こども園園児指導要録）の小学校への送付
- ・職員同士で連携を取っていく。1年生や5年生との交流をはじめ、小学校の校庭に散歩に行く、音楽会の練習を見に行くなど、小学校が身近に感じられる活動を取り入れる。また、職員同士で連携を取っていけるようにする。園内研究会について知らせ、園での取組を伝えていく。また、小学校での校内研究にも参加し理解を深めていくようにする。